

災害時における動物救護活動に関する協定書

鈴鹿市

社団法人三重県獣医師会鈴鹿支部

災害時における動物救護活動に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と社団法人三重県獣医師会鈴鹿支部（以下「乙」という。）とは、鈴鹿市に大規模な地震、風水害、武力攻撃災害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、動物救護に関する活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、動物救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

（動物救護活動の場所）

第3条 乙は、甲が指定する避難所又は災害現場等に設置する動物救護所、及び社団法人三重県獣医師会員の保有する診療施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の内容）

第4条 乙の業務の内容は、次の事項とする。

- (1) 避難所における動物救護所設置の協力
- (2) 動物救護所における被災動物の管理及び飼養の指導
- (3) 負傷動物への医療処置
- (4) 負傷動物の医療施設への搬送の要否の決定
- (5) 被災動物に関する情報の収集及び提供
- (6) 動物の死亡確認

(7) 甲が行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動

(8) その他必要な応急業務

(動物の収容)

第5条 甲は、甲が指定する避難所に市民が動物を同行して避難する際には、動物収容設備（ケージ等）の携行を促し、乙はこれに協力するものとする。なお、本条における動物とは、一般家庭で飼育されている犬、猫、鳥、その他小動物とする。

(費用弁償)

第6条 本協定に基づき乙が実施する動物救護活動において、必要とする医薬品、機材、飼料、その他の物品等の費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。

2 前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(防災訓練)

第7条 乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(損害の処置)

第8条 業務の実施に伴い、甲及び乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 本協定に基づき乙が行った動物救護活動に係わる従事者の災害補償については、鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年鈴鹿市条例第21号）に準じ、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡調整)

第10条 この協定に関する連絡調整についての責任者は、甲は防災安全課長及び環境政策課長とし、乙は社団法人三重県獣医師会鈴鹿支部長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成20年5月21日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年5月21日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長 川岸 光男



乙 鈴鹿市高岡台一丁目6番14号

・ 社団法人三重県獣医師会鈴鹿支部

支部長 高波 宏



